

刑事訴訟法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目 次

○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（第一条関係）	1
○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（第二条関係）	4
○ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（附則第十三条関係）	18
○ 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）（附則第十五条関係）	20



刑事訴訟法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第四十条 弁護人は、公訴の提起後は、裁判所において、訴訟に関する書類（刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）第二条第一項に規定する訴訟の記録（訴訟終結後のものに限る。）を含む。第四十七条を除き、以下同じ。）及び証拠物を閲覧し、及び謄写することができる。ただし、証拠物を謄写するについては、裁判長の許可を受けなければならない。</p> <p>②（略）</p> <p>第四百四十二条 再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない。ただし、管轄裁判所に対応する検察庁の検察官は、再審の判決が確定するまで刑の執行を停止することができる。</p> <p>② 管轄裁判所に対応する検察庁の検察官は、前項ただし書の規定により死刑の執行を停止したときは、刑法第十一条第二項の規定による拘置を停止することができる。</p> <p>第四百四十八条（略）</p> <p>③ 前項の規定により死刑の執行を停止したときは、決定で刑法第十一条第二項の規定による拘置を停止する</p>	<p>第四十条 弁護人は、公訴の提起後は、裁判所において、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、及び謄写することができる。ただし、証拠物を謄写するについては、裁判長の許可を受けなければならない。</p> <p>②（略）</p> <p>第四百四十二条 再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない。但し、管轄裁判所に対応する検察庁の検察官は、再審の請求についての裁判があるまで刑の執行を停止することができる。</p> <p>（新設）</p> <p>第四百四十八条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>（新設）</p>

ことができる。

第四百五十条 第四百四十六条、第四百四十七条第一項又は前条第一項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第四百五十条の二 第四百四十八条第一項の規定による決定に対しては、当該決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合に限り、即時抗告をすることができる。

② 前項の即時抗告を棄却する決定又は前条の即時抗告（第四百四十六条又は第四百四十七条第一項の規定による決定に対するものに限る。）が係属する抗告裁判所の第四百四十八条第一項の規定による決定に対する第四百三十三条第一項の抗告は、当該決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合に限り、これをすることができる。

③ 政府は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該各号に定める事項を公表するものとする。

一 第四百四十八条第一項の規定による決定（最高裁判所がしたものを除く。）があつたとき  
その旨並びに檢察官が当該決定に対する即時抗告又は第四百三十三条第一項の抗告をしたかどうか及び当該即時抗告又は抗告をした場合におけるその理由

二 第一項の即時抗告を棄却する決定があつたとき  
その旨並びに檢察官が当該決定に対する第四百三十三条第一項の抗告をしたかどうか及び当該抗告をし

第四百五十条 第四百四十六条、第四百四十七条第一項、第四百四十八条第一項又は前条第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（新設）

た場合におけるその理由

第四百五十条の三 第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定による決定に対する即時抗告の提起期間は、第四百二十二条の規定にかかわらず、十四日とする。

② 前項の即時抗告に係る抗告裁判所の決定に対する第四百三十三条第一項の抗告の提起期間は、同条第二項の規定にかかわらず、十四日とする。

(新設)

○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>第百八十八条の二（略）</p> <p>② 前項に定めるもののほか、再審開始の決定が確定した事件について、無罪の判決が確定したときは、国は、当該再審開始の決定に係る再審の請求をした者（検察官を除く。以下この章において「開始決定再審請求者」という。）に対し、その再審の請求の手續に要した費用の補償をする。ただし、開始決定再審請求者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をしないことができる。</p> <p>③ 被告人であつた者又は開始決定再審請求者が、捜査又は審判を誤らせる目的で、虚偽の自白若しくは供述をし、又は他の有罪の証拠を作ることににより、被告人であつた者が公訴の提起を受けるに至つたものと認められるときは、前二項の補償の全部又は一部をしないことができる。</p> <p>④（略）</p> <p>第百八十八条の三 次の各号に掲げる補償は、当該各号に定める者の請求により、無罪の判決をした裁判所が、決定をもつてこれを行う。</p> <p>一 前条第一項の補償 被告人であつた者</p> <p>二 前条第二項の補償 開始決定再審請求者</p> <p>② 前項の請求は、無罪の判決が確定した後六月以内にこれをしなければならぬ。</p>	<p>第百八十八条の二（略） （新設）</p> <p>② 被告人であつた者が、捜査又は審判を誤らせる目的で、虚偽の自白をし、又は他の有罪の証拠を作ることににより、公訴の提起を受けるに至つたものと認められるときは、前項の補償の全部又は一部をしないことができる。</p> <p>③（略）</p> <p>第百八十八条の三 前条第一項の補償は、被告人であつた者の請求により、無罪の判決をした裁判所が、決定をもつてこれを行う。</p> <p>（新設） （新設）</p> <p>② 前項の請求は、無罪の判決が確定した後六箇月以内にこれをしなければならぬ。</p>

③ (略)

第百八十八条の六 次の各号に掲げる費用の範囲は、当該各号に定めるものに限るものとし、その額に關しては、刑事訴訟費用等に關する法律（昭和四十六年法律第四十一号）の規定中、被告人若しくは被告人であつた者又は開始決定再審請求者については証人、弁護人であつた者については弁護人に關する規定を準用する。

一 第百八十八条の二第一項又は第百八十八条の四の規定により補償される費用 被告人若しくは被告人であつた者又はそれらの者の弁護人であつた者が公判準備及び公判期日に出頭するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人であつた者に対する報酬

二 第百八十八条の二第二項の規定により補償される費用 開始決定再審請求者又はその弁護人であつた者が同項の再審の請求に係る審判の手續に出頭するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人であつた者に対する報酬

② 裁判所は、公判準備若しくは公判期日又は前項第二号の審判の手續に出頭した弁護人が二人以上あつたときは、事件の性質、審理の状況その他の事情を考慮して、同項各号の弁護人であつた者の旅費、日当及び宿泊料を主任弁護人その他一部の弁護人に係るものに限ることができる。

第百八十八条の七 補償の請求その他補償に關する手續、補償と他の法律による損害賠償との關係、補償を受

③ (略)

第百八十八条の六 第百八十八条の二第一項又は第百八十八条の四の規定により補償される費用の範囲は、被告人若しくは被告人であつた者又はそれらの者の弁護人であつた者が公判準備及び公判期日に出頭するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人であつた者に対する報酬に限るものとし、その額に關しては、刑事訴訟費用に關する法律の規定中、被告人又は被告人であつた者については証人、弁護人であつた者については弁護人に關する規定を準用する。

② 裁判所は、公判準備又は公判期日に出頭した弁護人が二人以上あつたときは、事件の性質、審理の状況その他の事情を考慮して、前項の弁護人であつた者の旅費、日当及び宿泊料を主任弁護人その他一部の弁護人に係るものに限ることができる。

第百八十八条の七 補償の請求その他補償に關する手續、補償と他の法律による損害賠償との關係、補償を受

ける権利の譲渡又は差押え及び被告人若しくは被告人であつた者又は開始決定再審請求者の相続人に対する補償については、この法律に特別の定めがある場合のほか、刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）第一条に規定する補償の例による。

第四百三十八条の二 裁判官は、再審の請求があつた事件について、原判決に係る被告事件についての次に掲げる裁判に関与したときは、職務の執行から除斥される。

一 第三百三十三条、第三百三十四条又は第三百三十六条の規定による判決

二 前号に掲げる判決に係る第三百九十六条の規定による判決

三 略式命令

② 裁判官が、再審開始の決定が確定した事件について、当該再審開始の決定に係る再審の請求についての次に掲げる決定に関与したときも、前項と同様とする。

一 第四百四十四条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）又は第四百四十七条第一項若しくは第四百四十八条第一項の規定による決定

二 前号に掲げる決定に対する即時抗告又は第四百二十八条第二項の異議の申立てを棄却する決定（当該即時抗告又は異議の申立ての手續がその規定に違反したことを理由とするものを除く。）

第四百四十一条の二 再審の請求をするには、その理由を記載した書面を管轄裁判所に差し出さなければなら

ける権利の譲渡又は差押え及び被告人又は被告人であつた者の相続人に対する補償については、この法律に特別の定めがある場合のほか、刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）第一条に規定する補償の例による。

（新設）

（新設）

ない。

② 前項の書面には、証拠書類又は証拠物及び原判決の裁判書の謄本（裁判書が電磁的記録である場合にあっては、当該裁判書に記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの。以下この項において同じ。）を添えなければならない。ただし、第二百七十一条の二第一項若しくは第三百十二条の二第一項（第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による求めがあつた場合又は第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項若しくは第二百九十九条の五第三項（これらの規定を第四百四条（第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による措置がとられた場合であつて、原判決の裁判書の謄本を添えることができないときは、証拠書類又は証拠物及び原判決の裁判書の抄本（裁判書が電磁的記録である場合にあっては、当該裁判書に記録されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの）であつて、これらの求めに係る個人特定事項又はこれらの措置に係る氏名若しくは住居の記載又は記録がないものを添えれば足りる。

第四百四十四条の二 再審の請求を受けた裁判所は、遅滞なく、その請求について調査しなければならない。

② 前項の裁判所は、同項の規定による調査の結果に基

（新設）

づいて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める決定をしなければならない。

一 次に掲げる場合 再審の請求を棄却する決定

イ 再審の請求が法令上の方式に違反したものであると認めるとき。

ロ 再審の請求が請求権の消滅後にされたものであると認めるとき。

ハ 第四百四十一条の二第一項の書面に記載された再審の請求の理由が明らかに第四百三十五条各号又は第四百三十六条第一項各号に掲げる場合に該当しないと認めるとき。

ニ 再審の請求が理由のあるものであることが明らかであると認める場合 再審開始の決定

三 前二号に掲げる場合以外の場合 審判を開始する旨の決定（以下「審判開始の決定」という。）

③ 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる。

④ 前項の規定により死刑の執行を停止したときは、決定で刑法第十一条第二項の規定による拘置を停止することができる。

第四百四十五条 再審の請求を受けた裁判所は、審判開始の決定をした後でなければ、事実の取調べをすることができない。

② 審判開始の決定をした裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に再審の請求の理由について、事実の取調べをさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは

第四百四十五条 （新設）

再審の請求を受けた裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に再審の請求の理由について、事実の取調べをさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡

は簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

③ 再審の請求をした者（検察官を除く。以下「再審請求者」という。）は、再審の請求をした裁判所に対し、事実の取調べを請求することができる。

第四百四十五条の二 審判開始の決定をした裁判所は、再審の請求の理由に関連すると認められる証拠について、その関連性の程度その他の当該再審の請求についての裁判をするために提出を受けるとの必要性の程度並びにその提出を受けた場合に生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、再審請求者若しくは弁護人の請求により又は職権で、決定で、検察官に対し、当該証拠の提出を命じなければならぬ。

② 裁判所は、前項の決定又は同項の請求を却下する決定をするには、検察官の意見を聴かなければならぬ。

③ 第一項の決定又は同項の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第四百四十五条の三 裁判所は、前条第一項の決定をするか否かの判断をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、当該判断の対象となる証拠の提示を命ずることができる。この場合において、当該証拠の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該

易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

（新設）

（新設）

（新設）

電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法により、提示を受けるものとする。

② 裁判所は、前条第一項の決定をするか否かの判断をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、その保管する証拠であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの標目の一覧表を提示することを命ずることができる。この場合において、検察官が当該一覧表を電磁的記録をもつて作成したときは、当該一覧表については、その内容を表示したものを閲覧する方法により、提示を受けるものとする。

③ 前二項の場合においては、裁判所は、何人にも、第一項の証拠又は前項の一覧表の閲覧又は謄写をさせることができない。

④ 前三項の規定は、前条第三項の即時抗告が係属する抗告裁判所について準用する。

第四百四十五条の四 弁護士は、再審の請求の手續において、裁判所が審判開始の決定をした後に検察官から提出を受けた証拠を謄写したときは、その証拠に係る複製等を適正に管理し、その保管をみだりに他人に委ねてはならない。

第四百四十五条の五 再審請求者、弁護士又は弁護人であつた者は、前条に規定する証拠に係る複製等を、次に掲げる手續又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供してはならない。

(新設)

(新設)

一 当該再審の請求に係る事件についての再審の請求の手續

二 前号に掲げる手續において再審開始の決定が確定した場合における被告事件の審理その他の当該被告事件に係る裁判のための審理及び当該被告事件に関する第二百八十一条の四第一項第二号に掲げる手續（同号ホに掲げるものを除く。）

② 前項の規定に違反した場合の措置については、再審請求者の再審の請求に係る利益又は再審における被告人の防御権を踏まえ、複製等の内容、行為の目的及び態様、関係人の名誉又はその私生活若しくは業務の平穩が害されているかどうか、当該複製等に係る証拠が公判期日において取り調べられたものであるかどうか、その取調べの方法その他の事情を考慮するものとする。

第四百四十五条の六 再審請求者が、第四百四十五条の四に規定する証拠に係る複製等を、前条第一項各号に掲げる手續又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

② 弁護士又は弁護士であつた者が、第四百四十五条の四に規定する証拠に係る複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときも、前項と同様とする。

（新設）

第四百四十五条の七 審判開始の決定をした裁判所は、審理を終結するまでに、再審の請求について、再審請求者（再審請求者が第四百三十九条第一項第三号に掲げる者である場合にあつては、再審請求者及び有罪の言渡しを受けた者）、弁護士及び検察官の意見を聴かなければならない。

② 審判開始の決定をした裁判所は、審理を終結するには、審理を終結する日（以下この条において「審理終結日」という。）を定めなければならない。この場合においては、あらかじめ、審理の終結について、再審請求者又は弁護士及び検察官の意見を聴かなければならない。

③ 審判開始の決定をした裁判所は、再審請求者、弁護士若しくは検察官の請求により、又は職権で、審理終結日を変更することができる。

④ 審理終結日を変更するには、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、再審請求者又は弁護士及び検察官の意見を聴かなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

⑤ 審理終結日は、再審請求者、弁護士及び検察官に通知しなければならない。

第四百四十五条の八 審判開始の決定をした裁判所は、審理を終結したときは、速やかに、再審の請求について決定をする日（以下この条において「決定日」という。）を定めなければならない。

② 審判開始の決定をした裁判所は、決定日を変更することができる。

（新設）

（新設）

③ 前条第五項の規定は、決定日について準用する。

第四百四十五条の九 審判開始の決定をした裁判所は、適当と認めるときは、再審請求者、弁護人若しくは檢察官の請求により、又は職権で、決定で、終結した審理を再開することができる。

第四百四十五条の十 審判開始の決定があつた場合において、再審請求者が死亡したときは、再審の請求の手続は、中断する。この場合において、第四百三十九条第一項第二号から第四号までに掲げる者は、その手続を受け継ぐことができる。

② 前項後段の規定による受継の申立ては、再審請求者の死亡の日から一月以内に行なうなければならない。

③ 第一項の規定による中断があつたときは、即時抗告又は第四百三十三条第一項の抗告の提起期間は、進行を停止する。この場合においては、第一項後段の規定による受継があつた時から、新たに全期間の進行を始める。

④ 第二項の期間内に同項の申立てがないときは、審判開始の決定をした裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならない。

第四百四十六条 審判開始の決定をした裁判所は、審理の結果、再審の請求が法令上の方式に違反し、又は請求権の消滅後にされたものであることが判明したときは、決定でこれを棄却しなければならない。

(新設)

(新設)

第四百四十六条 再審の請求が法令上の方式に違反し、又は請求権の消滅後にされたものであるときは、決定でこれを棄却しなければならない。

第四百四十七条 審判開始の決定をした裁判所は、審理の結果、再審の請求が理由のないものであると認めるときは、決定でこれを棄却しなければならない。

② 前項の規定による決定があつたときは、何人も、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることはできない。

第四百四十八条 審判開始の決定をした裁判所は、審理の結果、再審の請求が理由のあるものであると認めるときは、再審開始の決定をしなければならぬ。

② 前項の規定による決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる。

③ (略)

第四百五十条 第四百四十四条の二第二項(第一号に係る部分に限る。)、第四百四十六条、第四百四十七条第一項又は前条第一項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第四百五十条の二 第四百四十四条の二第二項(第二号に係る部分に限る。第三項第一号において同じ。)又は第四百四十八条第一項の規定による決定に対しては、当該決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合に限り、即時抗告をすることができる。

② 前項の即時抗告を棄却する決定又は前条の即時抗告(第四百四十六条又は第四百四十七条第一項の規定による決定に対するものに限る。)が係属する抗告裁判

第四百四十七条 再審の請求が理由のないときは、決定でこれを棄却しなければならない。

② 前項の決定があつたときは、何人も、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることはできない。

第四百四十八条 再審の請求が理由のあるときは、再審開始の決定をしなければならぬ。

② 再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる。

③ (略)

第四百五十条 第四百四十六条、第四百四十七条第一項又は前条第一項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第四百五十条の二 第四百四十八条第一項の規定による決定に対しては、当該決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合に限り、即時抗告をすることができる。

② 前項の即時抗告を棄却する決定又は前条の即時抗告(第四百四十六条又は第四百四十七条第一項の規定による決定に対するものに限る。)が係属する抗告裁判

所の第四百五十条の五第一項において準用する第四百四十八条第一項の規定による決定に対する第四百三十三条第一項の抗告は、当該決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合に限り、これをすることができ。

③ 政府は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該各号に定める事項を公表するものとする。

一 第四百四十四条の二第二項又は第四百四十八条第一項（第四百五十条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による決定（最高裁判所がしたものを除く。）があつたとき その旨並びに検察官が当該決定に対する即時抗告又は第四百三十三条第一項の抗告をしたかどうか及び当該即時抗告又は抗告をした場合におけるその理由

二 （略）

第四百五十条の三 （略）

第四百五十条の四 第四百四十四条の二第二項（第三号に係る部分を除く。）の規定による決定に対する即時抗告が係属する抗告裁判所は、当該即時抗告について調査しなければならない。

② 前項の抗告裁判所は、第四十三条第三項の規定にかかわらず、事実の取調べをすることができない。

③ 第一項の即時抗告が理由のあるときは、第四百二十六条第二項の規定にかかわらず、決定で、原決定を取り消して、事件を再審の請求を受けた裁判所に差し戻

所の第四百四十八条第一項の規定による決定に対する第四百三十三条第一項の抗告は、当該決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合に限り、これをすることができ。

③ 政府は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該各号に定める事項を公表するものとする。

一 第四百四十八条第一項の規定による決定（最高裁判所がしたものを除く。）があつたとき その旨並びに検察官が当該決定に対する即時抗告又は第四百三十三条第一項の抗告をしたかどうか及び当該即時抗告又は抗告をした場合におけるその理由

二 （略）

第四百五十条の三 （略）

（新設）

さなければならぬ。

④ 前三項の規定は、第一項の即時抗告に係る抗告裁判所の決定に対する第四百三十三条第一項の抗告が係属する抗告裁判所について準用する。

第四百五十條の五、第四百四十五條第二項及び第三項、第四百四十五條の二、第四百四十五條の三、第四百四十五條の七（第一項を除く。）から第四百四十五條の九まで、第四百四十五條の十第四項並びに第四百四十六條から第四百四十八條までの規定は、第四百四十六條、第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項の規定による決定に対する即時抗告が係属する抗告裁判所について準用する。この場合において、第四百四十五條の八第一項中「再審の請求」とあるのは、「即時抗告」と読み替えるものとする。

② 第四百四十五條第二項及び第三項、第四百四十五條の二第一項及び第二項、第四百四十五條の三第一項から第三項まで、第四百四十五條の十第四項並びに第四百四十六條から第四百四十八條までの規定は、前項の即時抗告に係る抗告裁判所の決定に対する第四百三十三條第一項の抗告が係属する抗告裁判所について準用する。

第四百五十一條（略）

② 次の場合には、第三百十四條第一項本文及び第三百三十九條第一項第四号の規定は、前項の審判にこれを適用しない。

一 死亡者又は回復の見込みがない心神喪失者のため

（新設）

第四百五十一條（略）

② 左の場合には、第三百十四條第一項本文及び第三百三十九條第一項第四号の規定は、前項の審判にこれを適用しない。

一 死亡者又は回復の見込みがない心神喪失者のため

に再審の請求がされたとき。

二 有罪の言渡しを受けた者が、再審の判決がある前に、死亡し、又は心神喪失の状態に陥りその回復の見込みがないとき。

③ 前項の場合には、被告人の出頭がなくても、審判をすることができる。ただし、弁護人が出頭しなければ開廷することはできない。

④ 第二項の場合において、再審請求者が弁護人を選任しないときは、裁判長は、職権で弁護人を付さなければならぬ。

再審の請求がされたとき。

二 有罪の言渡しを受けた者が、再審の判決がある前に、死亡し、又は心神喪失の状態に陥りその回復の見込みがないとき。

③ 前項の場合には、被告人の出頭がなくても、審判をすることができる。但し、弁護人が出頭しなければ開廷することはできない。

④ 第二項の場合において、再審の請求をした者が弁護人を選任しないときは、裁判長は、職権で弁護人を付さなければならぬ。

○ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（附則第十三条関係）

改正案	現行
<p>（事件に関連する不適格事由）            第十七条  次の各号のいずれかに該当する者は、当該事件について裁判員となることができない。            一 十 （略）</p> <p>十一 再審開始の決定が確定した事件について、次に掲げる裁判に関与した者</p> <p>イ 原判決に係る被告事件についての次に掲げる裁判</p> <p>(1) 刑事訴訟法第三百三十三条、第三百三十四条又は第三百三十六条の規定による判決</p> <p>(2) (1)に掲げる判決に係る刑事訴訟法第三百九十六条の規定による判決</p> <p>(3) 略式命令</p> <p>ロ 当該再審開始の決定に係る再審の請求についての次に掲げる決定</p> <p>(1) 刑事訴訟法第四百四十四条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）又は第四百四十七条第一項若しくは第四百四十八条第一項の規定による決定</p> <p>(2) (1)に掲げる決定に対する即時抗告又は刑事訴訟法第四百二十八条第二項の異議の申立てを棄却する決定（当該即時抗告又は異議の申立ての手續がその規定に違反したことをのみを理由とするものを除く。）</p>	<p>（事件に関連する不適格事由）            第十七条  次の各号のいずれかに該当する者は、当該事件について裁判員となることができない。            一 十 （略）</p> <p>（新設）</p>



○ 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）（附則第十五条関係）

改正案

現行

第二条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

（略）

第四十条第一項中「書類」の下に「（電磁的記録（電子的方式、磁气的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）」を、「及び証拠物」の下に「（電磁的記録であるものを含む。第九十九条第一項、第二百三十三条第一項、第二百四十二条、第二百四十六条、第二百五十八条、第三百六条及び第三百七条を除き、以下同じ。）」を加える。同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該訴訟に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

（略）

第二条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

（略）

第四十条第一項中「及び証拠物」を「（電磁的記録（電子的方式、磁气的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）及び証拠物（電磁的記録であるものを含む。第九十九条第一項、第二百三十三条第一項、第二百四十二条、第二百四十六条、第二百五十八条、第三百六条及び第三百七条を除き、以下同じ。）」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該訴訟に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

（略）